

異常気象時における
事前通行規制の区間及び基準の設定等に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県管理道路の異常気象時における事前通行規制の区間及び基準(以下「規制基準」という。)の設定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規制基準の設定等)

第2条 規制基準を設定し、又は見直すときは、道路の整備状況、気象状況、災害の発生状況等を総合的に判断し、決定するものとする。

2 規制基準の解除又は緩和は、次に掲げる要件の全てに該当する場合において、前項に規定する事項を総合的に判断し、道路管理上支障がないと認めるときに、することができる。

(1) 過去5年間で複数回、規制雨量を上回る降雨を経験していること。

(2) 過去5年間、土砂崩落等の災害の発生がないこと。

(3) 道路防災点検の結果、要対策箇所がないこと。

3 規制基準の設定又は見直しの決定に当たっては、山梨県事前通行規制検討委員会(以下「委員会」という。)の見解を聴くものとする。

(委員会)

第3条 規制基準の設定又は見直しに関して必要な事項を検討するため、県土整備部に委員会を置く。

2 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 委員長は、県土整備部技監(道路担当)をもってあてる。委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総括技術審査監がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は委員会の会議を招集し、これを統括する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、道路防災等に関する有識者から意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、道路管理課内に置く。

2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、規制基準の設定又は見直しに関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

別表

委 員	備 考
県土整備部技監(道路担当)	委員長
総括技術審査監	委員長職務代理
道路整備課長	
道路管理課長	
建設事務所長または支所長	
委員長が必要と認める者	委員長が必要と認める 場合に限る。